

一般財団法人国際建設技能振興機構

令和8年度事業計画書

本機構は、我が国の建設分野をはじめとする技術・技能・知識を習得・実践しようとする各国の人材の受入れ、育成等が適正に実施されるよう必要な支援等を行うことを目的とする団体である。

本機構は、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材の就労を目的とした在留資格「特定技能」のもとで、平成31年度から特定技能外国人の受入れが開始されて以来、建設分野の1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う「適正就労監理機関」として、特定技能所属機関に対する巡回指導、特定技能外国人の相談に対応する「母国語ホットライン相談」、特定技能外国人に対する受入後講習の実施等の業務に取り組んできたところである。

引き続き、外国人建設就労者受入事業に係る「制度推進事業実施機関」（平成27年4月から令和5年3月まで）として蓄積したノウハウも活用しながら、建設分野の特定技能外国人の適切な受入れに向けて貢献をしていきたいと考えている。

令和8年度は、建設分野の外国人技能人材の適切な受入れを促進し、我が国の建設現場を支えるとともに、母国の経済発展と我が国の建設企業の海外進出を支える人材としての育成に貢献することも目指して、以下の取組みを実施することとする。

1. 建設分野の外国人技能人材の受入れに関するモニタリング

特定技能外国人の受入れが適切に行われるよう、本機構が第三者的立場から受入れプロセスに関するモニタリングを行う。

このため、

- ①特定技能所属機関（以下「受入企業」）のうち重点監査企業に対する国委託監査の実施や建設分野外国人材の受入実態把握調査等を行うため、国土交通省「令和8年度建設分野外国人材の受入れに係る制度推進事業業務（仮称）」を受託するよう努める、とともに、
- ②特定技能外国人受入事業実施法人（（一社）建設技能人材機構 JAC を想定、以下同じ）との委託契約に基づき、イ）受入企業に対する巡回指導業務、ロ）特定技能外国人に対する母国語相談ホットライン業務を実施し、関係者の理解を深めながら、受入れの質の向上に努める。

2. 研修・セミナー等の実施

- (1) JAC との負担協定に基づき、1号特定技能外国人に対する「受入後講習」を実施し、雇用契約の内容等に対する1号特定技能外国人の理解度を確認するとともに、将来に向けた建設技能の向上等を促すための情報提供を行う。

3. 国土交通省による「建設分野の外国人材育成・確保あり方検討会」取りまとめ報告（2025年11月）を踏まえ、以下の取組みを行う。

- (1) 労働安全衛生に対する意識の一層の向上を図る観点から、上記2の受入後講習の内容に、労働安全衛生に関するオリエンテーションを追加する。
- (2) 巡回指導や受入後講習に関し非協力的な企業への対応を検討する。
- ・協カルールを守らない受入企業については社名公表等の措置をとるよう国交省へ要望する。
 - ・巡回指導の要請に対し、長期にわたって無回答である企業への取組みを行う。
 - ・受入後講習の未受講企業に対し更なる受講の要請を行う。
 - ・受入企業以外の関係者からの適切な協力を得るため、受入計画の申請事項に登録支援機関名を記載追加するよう国交省へ要望するとともに、同機関との必要な連携協力を検討する。
 - ・受入企業が労働関連法規等をより良く理解するための「セルフチェックリスト」を作成し活用促進する。
- (3) 建設分野における外国人共生の取組み推進の一環として、以下の取組みを行う。
- ・上記2の受入後講習の内容に、健全な社会生活を促すための啓発等（地域共生）を加える。
 - ・上記1②の母国語相談ホットライン業務を拡充し、就労面の相談対応に加えて生活面の相談に対応し（特定技能2号の帯同家族を想定）、一次裁きとして窓口の紹介等により各地域の自治体等の支援を外国人材につなげることを検討する。
 - ・特定技能の2号輩出を目指す受入企業向けのウェブセミナーを開催する。

4. 効果的な情報システム対応と広報・啓発の推進

- (1) FITS 業務に係るデータ蓄積が膨大となっていること等から、効果的な情報システムを整備するとともに個人情報保護の管理を厳格に行う。
- (2) FITS のホームページの充実など、広報・啓発の推進に努める。

5. 業務運営体制の整備

引き続き、今後の業務運営の基盤となる必要な人員、機材等を確保するとともに、指導相談員の資質向上のための研修を実施する。